

「受注工事高状況」はどのような場合に提出が必要？



建設業の許可をお持ちでない場合に提出をお願いいたします。

建設業を営む方は、下記の許可を受ける必要があります。

- ・二つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置し、その事業を営もうとするとき
→国土交通大臣の許可
- ・一つの都道府県の区域内のみに営業所を設置し、その事業を営もうとするとき
→都道府県知事の許可

※例外として小規模な工事のみを請け負う場合には、必ずしも許可を受けなくてもよいとされています。

小規模な工事とは？

工事一件の請負代金の金額が

- ①建築一式工事では→・1,500万円に満たない工事
・延べ面積が150㎡に満たない工事
- ②建築一式工事以外の建設工事では→・500万円に満たない工事

「受注工事高状況」は、建設業許可をお持ちでない事業者さまが許可を要しない小規模な工事のみを行っていることを確認させていただくために提出をお願いしております。

